

## ～新型コロナウイルス感染症号①～

# ほけんだより

大阪市立堀川小学校  
保健室

本日、新型コロナウイルスに関する保健の授業を行いました。今までも、堀川小学校では「う・ま・く・き・た・え・て」を合言葉に病気の予防について学んできました。また、ロコモたいそうとあいいうべたいそうをこれに合わせて行い、心身ともに健康に過ごそう！と取り組んできました。

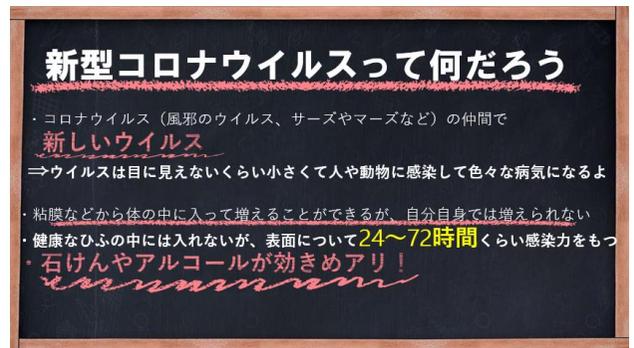
ぜひ学習内容をお子様にも聞いてみてください。  
※詳しくは、保健室前にも指導した資料を掲示していますので、ご来校の際にご覧ください。

基本的には今まで行っていた予防法の通りですが、以下の2点を重点として学びました。

①未知のウイルスに対しての不安からパニックにならず、正しく知って差別や偏見をふせぐ

②自分にできる予防法をしっかりと考え、やりとげる

※各学年の発達段階に合わせて内容を分かりやすく簡単にしています。



## ～心の健康もしっかり守ろう～

長い期間休校や自粛が続き、子どもたちの心の健康面についても、とても心配です。

生活リズムの乱れは体の不調を引き起こすだけでなく、無気力になったり、怒りっぽくなったり、心にも大きく影響します。いつもと違う日常でも、食べる、寝る、運動する、笑うの4つは変わらずに大切にしてください。

高学年の次回の保健指導は、「しっかり守ろう！心の健康～新型コロナウイルス感染症～」です。保護者の皆様にもご協力いただきたい内容ですので、ホームページ掲載資料もご覧ください。

保護者の皆様へ

## 学校で児童に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について

### ① 児童本人が感染した場合

消毒及び感染経路特定のため、学校保健安全法 20 条に基づいておおよそ 2 週間の臨時休業を行います。(臨時休業の規模及び期間は学校医と十分に相談の上、総合的に判断されます。) 始業時刻以降に感染が判明した場合、速やかに児童の安全に配慮して下校させる必要があるため、学校より連絡させていただきます。学校からの連絡にご注意願います。

### ② 児童が、感染者の濃厚接触者に特定された場合について

学校保健安全法第 19 条に基づいて、濃厚接触者とされる児童は出席停止となります。期間は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 2 週間の目安となります。同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも同様に扱います。濃厚接触者として出席停止の児童が学級に 2 名以上いる場合、学級休業となります。

### ③ 児童の同居家族が濃厚接触者に特定された場合について

家族が濃厚接触者と認定された日から、保健所に指示された期間出席停止となります。

### ④ 児童に※発熱等の風邪症状がある場合

感染防止の観点から、学校保健安全法第 19 条による**出席停止**として取り扱われます。

(風邪症状での病欠欠席は、当面の間出席停止となります。欠席連絡の際に、症状など詳しくお伺いいたします。)

※「発熱等かぜ症状」とは、微熱(普段の体温より高い状態)・発熱(体温が 37.5 度前後より高い状態)以外に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、匂い味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調全般を指す。

症状の出た日から解熱剤などを服用せずに快癒すればその翌々日まで出席停止です。

症状が続く場合、新型コロナ相談センターへ要相談となり、検体検査を受けず様子見となり、解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌々日まで出席停止です。

検査をし、陰性であった場合は、受診医療機関の指示する機関、出席停止となります。

※濃厚接触者、家族が濃厚接触者、児童が風邪症状等で出席停止である児童が、学級の 15～20% を超える場合も、出席停止者の最終登校日の翌日から 14 日間、学級休業とします。

### ⑤ 体調面に不安のある場合

児童本人またはご家族などに持病がある場合など、重症化しやすい方については、主治医や学校医などと十分に相談し、学校の状況を丁寧にご説明し、対応方法を相談させていただきます。基礎疾患のある児童についても同様です。予防の観点から自主的に欠席される場合についても、学校保健安全法第 19 条による**出席停止**として取り扱われます。

※対応に関する基準等が変更になる可能性もあります。その際にはお知らせいたします。

※毎日の検温、健康チェック、健康観察表の記入と 4 週間保管を当面の間よろしく願います。

※登校の際は、元気であってもマスクの着用をよろしく願います。

※その他、ご心配な事やご不明な点がございましたら、いつでもご相談ください。